

仕様書「フェンス修繕（岩倉幡枝風致保全緑地）」

京都市都市計画局風致保全課

(担当：浅倉、水無瀬 075-222-3476)

1 工事名

フェンス修繕（岩倉幡枝風致保全緑地）

2 工事の目的

本市が所管する風致保全緑地のフェンスについて、門扉の開閉に支障が生じているため、容易に開閉が行えるよう修繕工事を行うものである。

3 工事期間

契約締結の日から令和7年8月29日まで

4 工事場所

左京区岩倉幡枝町 地内（岩倉幡枝風致保全緑地）

5 工事範囲

別紙「箇所図」及び「現地写真」参照

6 工事内容

- ・工事箇所のフェンスについて、門扉1基の建付けが悪くなり、門扉の端部が支柱に接触して開閉に支障が生じていることから修繕を行う。
- ・修繕方法は、門扉を取り外して切断し、1cm程度幅を短くしたのち溶接したうえで元の位置に取り付けることを基本とする。
- ・夏季は、冬季よりもさらに開閉に支障が出るため、熱膨張等も考慮した長さで切断すること。
- ・切断後も門扉のかんぬきがかかるよう、切断幅は現地で事前に確認すること。
- ・本工事箇所は道路に隣接していることから、工場等に運搬せずに現地で加工する場合は、施工期間中、施工範囲をカラーコーン・バー等の安全施設で囲うとともに、警備業法に基づく認定を受けた警備業者の交通誘導警備員を配置すること。その場合、道路上において作業を行う必要があるため、受注者は事前に所轄警察署の道路使用許可を受けたうえで、車両等の安全確保に十分配慮して作業を行うこと。

7 支払条件

- ・受注者は工事完了後、完了届を発注者に提出すること。完了届には作業前・作業中・作業後の写真及び、交通誘導員の日報を添付するものとする。
- ・完了届が提出され、適切に工事が履行されたことが確認されたのち、本工事に

係る経費を支払う。

8 特記事項

- ・本工事に必要な材料費、労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本工事に含む。
- ・修繕に伴い発生した残材等は受注者の責任で適切に処分するものとし、運搬費及び処分費は、本工事に含む。
- ・作業中の事故等、問題が生じた場合は、速やかに発注者に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- ・作業日程については、作業実施の1週間前までに本市担当職員に連絡すること。
- ・作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- ・作業実施者にかかる安全管理については、受注者の責任において行うこと。

箇所図

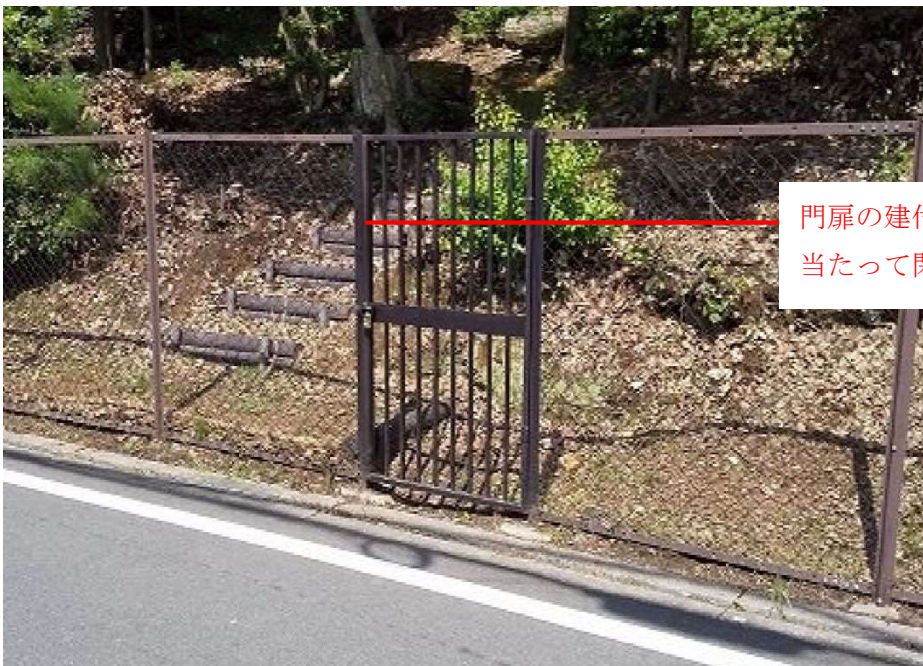


現 地 写 真

① 南西から撮影



② 西から撮影



門扉の建付けが悪く、夏場は特に支柱に
当たって閉まらなくなる。